

京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領

(平成25年2月28日医学教授会承認)

(平成28年3月10日医学教授会改正)

(令和3年3月25日医学教授会改正)

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、京都大学「医学領域」産学連携推進機構内規（以下「内規」という。）第4条で設置が規定されている産学連携支援室（以下「支援室」という。）が掲げる業務のうち、内規第9条第1項第7号の「研究成果開発型企業の創業等支援」の一環を、京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業（以下「研究交流促進事業」という。）として実施するための基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において研究交流促進事業とは、本学が保有する「知」の集積を活用することで、共同研究の推進及び新事業の創出等の産学連携の拡大・促進に資するものと認め、第4条第1項に定める者が本学の試験研究施設を使用して行う事業をいう。

(利用施設)

第3条 研究交流促進事業を適用する本学の試験研究施設は、医学研究科、医学部附属病院の施設（以下「施設」という。）とする。

(利用範囲)

第4条 研究交流促進事業において活動を行う組織は、次に定めるいずれかに該当する会社、団体等（以下「交流事業者」という。）を対象とする。

- (1) 施設を利用して研究、試作、臨床治験等産学連携を促進する研究成果開発型企業
- (2) ベンチャー起業を志し、創業のための調査、体制作りを行っている本学所属の学生・職員・教員による団体
- (3) その他、研究科長が研究交流促進事業として特に認めた場合

2 前項第1号の場合、本学教職員である保証人を必要とする。

(申請手続)

第5条 交流事業者の責任者は、所定の申請書を研究科長に提出し、許可を受けなければならない。

(審査)

第6条 許可は、研究科長が支援室に諮問し、支援室での審議のうえ内規第5条に定義される機構会議（以下「機構会議」という。）を経て、研究科長に可否判断

を答申する。研究科長は、答申に基づき決定する。

- 2 研究科長は、前項に基づき認定したときは、所定の認定証を事業交流者に交付するものとする。
- 3 研究科長は、機構会議の答申の許可に必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第7条 施設の利用料は有償とする。利用条件等については、国立大学法人京都大学土地・建物長期貸付要領等の関係規定を適用し、毎年、総長と契約を交わすものとする。

- 2 前項に関わらず、当該施設に独自の使用要領が設けられている場合、及び利用料金が定められている場合は、それに依るものとする。

(優先順位)

第8条 施設の利用については、施設が主催する事業に関わる交流事業者を優先するものとし、研究科長は必要に応じて優先順位を調整することができる。

(認定期間)

第9条 認定の有効期間は、認定の日から起算して5年間とする。ただし、更新が認められた場合には、更新可能とする。

(規則遵守)

第10条 交流事業者は施設の活動の趣旨を理解し、研究科長が行う運営上必要な指示及び必要事項を遵守しなければならない。

(物品の搬入搬出)

第11条 交流事業者が研究交流促進事業推進に必要な物品を搬入する時は、研究科長に通知するものとする。

- 2 物品を搬入した交流事業者は、以下に該当する場合は速やかに物品を搬出しなければならない。
 - 一 物品利用を終了するとき
 - 二 施設利用を終了するとき
- 3 物品の搬入、据付及び搬出に要する費用は、交流事業者が負担する。

(安全管理)

第12条 交流事業者は施設及び施設内の機器等の適正な使用、安全確保、防災、緊急時の対応等に留意し、研究科長が行う管理上必要な指示に従わなくてはならない。

(報告)

第13条 交流事業者は、認定期間中に得られた成果についての報告書を研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、本学のアカデミアとしての研究等の活動において必要があるときは交流事業者と協議し、交流事業者が施設において行った研究等から得られた記録、資料、その他の研究等の結果の提出を求めることができる。

(利用計画の変更)

第 14 条 交流事業者は、施設の利用計画や条件、会社や団体等の形態、責任者等を変更しようとする時には、速やかに研究科長に所定の変更申請書を届け出て、支援室での審議のうえ機構会議を経て、研究科長の承認を受けなければならない。

(利用の取り消し)

第 15 条 研究科長は、交流事業者が以下のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

- 一 法令及び本要領に違反したとき
- 二 施設利用に際し、虚偽の申請をしたとき
- 三 前条までに定めた利用条件に違反したとき
- 四 手形もしくは小切手の不渡りが生じ、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 五 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売その他これらに類する手続きの申立てを受けたとき
- 六 会社更生法に基づく更生手続き開始、民事再生法に基づく再生手続き開始を受けたとき
- 七 破産法に基づく破産手続き開始、会社法に基づく特別清算開始の申立てを受けたとき
- 八 研究科長の指示に従わないとき、あるいは施設管理・運営に重大な支障をきたす恐れがあると研究科長あるいは機構会議が認めたとき

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 交流事業者は、次の各号の事項を表明・保証するものとし、研究科長は交流事業者が次の各号の一に反したと判明したときは、何らの催告を要せずに許可を取り消し、施設からの退去を命ずることができる。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- 四 本学に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- 五 偽計又は威力を用いて本学の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行わないこと。

(原状復帰)

第 17 条 交流事業者は、認定期間が終了したとき、及び第 15 条、第 16 条の規定により利用許可が取り消されたときには、原則的に直ちに交流事業者の負担にて利用前の状況に復帰し、退去しなくてはならない。

(損害賠償)

第 18 条 交流事業者は、著しく施設及びその施設内の設備等を破壊、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、機構会議の議を経て、研究科長が定める。

附則

この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

研究交流促進事業申請書

年 月 日

京都大学大学院医学研究科長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領第 2 条の規定による研究交流促進事業の認定を受けたいので申請します。

なお、京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領第 10 条を遵守し、第 16 条を表明・保証するとともに、第 13 条に基づく報告を了承します。

研究交流促進事業の実施に関する計画等、詳細は別表のとおりです。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。(別表1)

①申請者概要

事業社名			
所在地	(〒 -)		
代表者氏名		連絡先 (電話番号)	
設立年月日		資本金	
従業員数		主たる業種	

※申請者の概要がわかる資料（パンフレット等）を添付すること。

（新規法人登記の場合は添付不要。）

※新規法人登記の場合は予定を記入すること。

②事業の内容

事業の名称	
事業の概要	
事業の実施計画	
京都大学医学領域の研究との関連性	
事業を行うために必要な技術的能力を有することの説明	

③大学との共同研究開発契約の有無（含：予定）

☐あり ☐なし

「あり」の場合は④を記載し、「なし」の場合は財務諸表（過去3か年）を添付すること。

④資金計画及び資金調達方法●資金計画

（単位：千円）

区分	今年度	次年度	次々年度
備品費			
消耗品費			
人件費・謝金			
旅費交通費			
その他			
合計			

●資金調達方法

（単位：千円）

区分		今年度	次年度	次々年度
公的機関からの研究資金・補助金受入				
他の調達方法	借入金 (民間金融機関)			
	借入金 (公的金融機関)			
	自己資金 (含：VCからの調達)			
その他				
合計				

研究交流促進事業認定証

所 在 地

名 称

代表者氏名

京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領第 6 条第 2 項の規定により、研究
交流促進事業者であることを認定する。

京都大学大学院医学研究科長 ●● ●●

事業名	
認定年月日	
認定有効期間	
認定番号	
その他条件等	

様式3

研究交流促進事業変更申請書

年 月 日

京都大学大学院医学研究科長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

平成 年 月 日付け認定番号第 号で研究交流促進事業者として認定を受けた利用計画等について、下記のとおり変更したいので、京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領第14条の規定に基づき、利用計画等の変更を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容